

区政への主な意見と回答 令和6年2月分

2月にみなさまから寄せられた区政へのご意見・ご要望は52件でした。

そのうち、主なものを掲載します。

内容から個人が特定されるようなものは除いてあります。

※区からの回答は当時のものであるため、現在とは異なる場合があります。

お問い合わせ 区政相談課 電話 03-3312-2111 (代表)

1 民間保育園が隣接している特別区道の拡張計画について (要望)

令和6年2月1日受付

Q 自宅の前の道路に拡張計画があります。防災の観点から拡張が予定されていることは、なんら問題があるとは思っていないのですが、民間保育園が隣接している道路にも関わらず道路拡張幅が広い点を危惧しています。

場所は、特別区道第1398号路線です。閑静な住宅地の中通りですし、先に大きな道路があるわけでもなく、大きく拡張する意味を教えてください。

A 建築物の敷地、構造等の基準は、建築基準法に定められております。その中で、建築物の敷地は幅員4m以上の建築基準法に規定する道路に2m以上接していなければならないと定められています。建築基準法は、昭和25年に施行されましたが、それ以前は旧市街地建築物法が施行されていました。

ご意見のあった特別区道第1398号路線は、この旧市街地建築物法により指定された「告示建築線」に該当します。旧市街地建築物法では、建築物は建築線（告示建築線）に接していなければならない、建築物を建築線（告示建築線）より突出して建築することはできないとされていました。

旧市街地建築物法は、建築基準法の施行により廃止されましたが、建築基準法では、旧市街地建築物法によって指定された建築線（告示建築線）で、その幅員が4メートル以上のものは、建築基準法による道路とみなすと定めています。

そのため、4メートル以上の建築線（告示建築線）は、建築基準法による道路として扱われ、建築線（告示建築線）より突出して建築物を建築することはできません。

当該路線は、幅員6mの告示建築線となっているため、告示建築線の範囲には建築物が建てられないこととなっています。

このように、当該路線は都市計画道路のような事業計画に基づく拡幅計画があるのではなく、告示建築線は建築物を建築するために必要な道路であり、建築する際の条件として幅員6mの告示建築線内には建物が建てられないということになります。

担当 狭あい道路整備課

2 感謝（お礼） 令和6年2月2日受付

Q 通勤で「永福南自転車駐車場」を利用しています。朝夕、スタッフの皆さんが、気持ちよく挨拶され、さわやかな気持ちになります。「行ってらっしゃいませ」「お疲れさまでした」の一言が嬉しく感じます。

挨拶の力は、大きいと感じます。そして、笑顔で対応してくださるので、こちらが素敵なプレゼントをいただいた気持ちになります。晴れの日も雨の日も、気持ちよく利用できるので、ぜひ感謝を伝えたくてメールをしました。

A いつも永福南自転車駐車場をご利用くださり誠にありがとうございます。現場の管理人もこのようなお言葉をいただけることで大変励みになります。

今後とも、より多くの皆様に自転車駐車場を快適にご利用いただけるよう、管理・運営に尽力してまいります。

担当 土木管理課

3 ふるさと納税返礼品にアニメとラーメンを（意見） 令和6年2月5日受付

Q 「杉並のふるさと納税」という小冊子を読みました。本来、杉並区に納税されるべきお金が、他市町村に流出しているのは悲しいことですが、返礼品に和牛だの蟹などが並んでみると、返礼品目当てでふるさと納税したとしてもしかたありません。一方、杉並区の返礼品がクッキーの詰め合わせでは競争力がありません。

そこで提案です。杉並にはアニメとラーメンがあり、全国のアニメファン、ラーメン通にとってあこがれのエリアとなっているはずです。返礼品として、アニメキャラクターのファイルやケース、ジグソーパズル等を作る。さらに、ラーメンはたとえば永福町大勝軒ならば土産も行っています。これらをぜひ採用して全国のオタクたちの資金を杉並に呼び込んでください。

A 杉並区は、過度な返礼品競争には参加せずに、返礼品は、全て障害者施設で作製されたものとしており、ふるさと納税を通じて障害者の就労支援ややりがいに繋げています。いただいたご提案は、今後の返礼品のあり方を考える上での参考にさせていただきます。

担当 課税課

4 高齢者の住宅問題(賃貸) (要望)

令和6年2月8日受付

Q 私は、2年前に介護離職しました。父は93才で介護2、自宅にて訪問サービスを利用しています。経済的なこともあります。現在の賃貸物件は無職が問題で退去となります。4月初めには路頭に迷ってしまいます。都営住宅は抽選、まして杉並区限定だと身動き取れず、上井草に親族がいて、父の介護も手伝ってもらっているために遠方にも行けません。何か賃貸契約時に必要な証明書の発行をご検討ください。

A 高齢者世帯について、入居中の事故等に対する貸主側の不安から賃貸住宅への入居が難しい状況にあることは、区も承知しています。

ご要望の「賃貸借契約時に必要な証明書の発行」につきまして、住宅部門として実施の予定はありませんが、区では区内にお住まいの高齢者等住宅の確保に特に配慮が必要な方々が、立ち退き等の理由で新たに住宅の確保が必要となった際の、住まいの確保を支援するため、住宅情報の提供等を行うなど、入居支援を行っています。その他にも、高齢の方々の入居支援に取り組む居住支援法人をご案内しています。まずは住宅課までご相談ください。

担当 住宅課

5 区民の運動施設と施策 (要望)

令和6年2月13日受付

Q 杉並区主催の運動促進企画を増やしてください。会社員のため、土日祝のみの運動となりますが、杉並区主催の運動企画(テニス、ピラティスなど)を利用していました。ただ、どちらも希望者は沢山いますが、枠が少ないため、なかなか予約出来ません。中高年の健康寿命を延ばすためにも、もう少し増設する事は難しいでしょうか。

A 区は、区立体育施設でテニス、ピラティスなど各種スポーツ教室を開催しているところです。土日祝日のスポーツ教室の枠が少ないため、その数を増やしてほしいとのご要望ですが、体育施設でスポーツ教室を行う場合、一方で教室の間中は区民の方がその体育施設を利用できなくなるという面があります。このため、スポーツ教室は比較的区民の方の利用が少ない平日を中心に行っています。特に、土日祝日は体育施設の区民ニーズが高いため、なるべく区民の方が利用できるようにしたいと考えています。平日夜間に行っている教室もありますので、こちらも合わせて参加をご検討ください。

なお、各種スポーツ教室は、開催日の1か月前から2か月前に公共施設予約システム「さざんかねっと」や区公式ホームページの「イベント情報」、区の広報紙「広報すぎなみ」で参加者の募集を行っていますので、ご覧ください。

担当 スポーツ振興課

6 東高円寺駐輪場について 令和6年2月16日受付

Q 東高円寺駅の駐輪場を毎日のように利用していますが、自転車間の幅が狭すぎて出し入れがとても大変です。改修前より格段に使いにくくなり、以前は一時間以内なら無料だったのに利用料金も上がりました。両側の自転車を広げてぶつけながら出し入れすることも多く、高齢者には体力も必要です。皆の自転車も傷つき、ときに軽いけがをしたこともあります。どうか区民に使いやすい駐輪場に改善してください。

A バイパーク東高円寺は、平成21年4月1日から民間事業化提案制度により、民営の自転車駐車場として運営されております。

自転車ラックの間隔につきましては、昨年度、カゴ付き自転車や大型自転車に対応すべく、間隔を35cmから40cmへ広げる改修工事が行われました。

また、この度の利用料金等の改定は、民営化以降、1階に利用者が集中している課題があったことから、安全な利用と快適性を確保して各階層が混雑なく利用されるよう、利用料金等の見直しが行われたものです。

自転車ラックへの自転車の出し入れが困難な場合は、滞在時間に限りがありますが、管理人がお手伝いさせていただくこともできますので、お声がけください。

担当 土木管理課

7 犬のふん尿の件（要望） 令和6年2月19日受付

Q 最近 犬の散歩で何も持たずに歩いている飼い主が多いです。うちの前が散歩コースになっているようで 頻繁にふん尿をされます。

保健所でふん尿に関する警告看板をもらい貼ってはいますが、いっこうに減りません。区の条例等でなんとかしていただけたら助かります。

A 毎年、広報や区ホームページ、犬の飼い主に対して送付する狂犬病予防注射の案内等の機会を活用するとともに、犬のしつけ方教室を開催し、散歩時のマナーについて、普及啓発を行っています。

また、東京都は「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い主の責務として周辺環境への配慮について定めており、区では、ふん尿を放置した飼い主が特定できる場合には、保健所から注意喚起を実施しています。

特定が困難な場合には、犬が嫌がる臭いのする忌避剤やマナープレートの配布等により、

被害の防止を図っているところです。

もし相手方の特定ができた場合には、お手数ですが下記担当までご連絡ください。

担当 生活衛生課

8 高井戸地域区民センター広場の喫煙所撤去お願いの件（要望）

令和6年2月26日

Q 高井戸区民センター前広場は子ども達の遊び場であり、通勤通学者が高井戸駅に向かう通路でもあります。その一角にボードで区切られた喫煙コーナーがありますが、ボードは2m程度の高さで、天井はなく密閉された空間ではありません。空に向かって煙草の煙は昇っていきませんが、風が吹けば広場にタバコ臭が漂ってきます。高井戸区民センター利用者として喫煙所の撤去をお願いします。

A 区では、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」に基づき、高井戸駅周辺を始め、人通りの多い商店会や駅周辺などの6地域を、町会・商店会、警察等と協議の上、「路上禁煙地区」に指定して、道路上での喫煙を禁止し、喫煙場所として、この路上喫煙地区内に7カ所の公衆喫煙所を設置しています。当該喫煙場所は、区民センター利用者の方にもご使用いただいている上に、設置場所は広場内の動線からなるべく離れた視認性の良い場所に設置しています。一定の喫煙場所を確保する視点から、ご理解を賜ればと存じます。

一方、ご指摘いただいたとおり、現喫煙所の構造がパーテーション型のため、たばこの煙やにおいが周囲に漂い、非喫煙者の方にご迷惑をおかけしてしまうことがあることも把握しています。誠に申し訳ありません。

現在、受動喫煙対策として、現存のパーテーション型から完全分煙型の喫煙所への改善を模索していますが、設置運用コスト等の課題があり、引き続き検討を進めているところです。

担当 地域課／環境課

9 区内公園の禁煙について（要望）

令和6年2月26日受付

Q 東京都は公園での喫煙を禁止していますが、杉並区が禁煙としない理由を教えてください。他区では東京都に習い禁煙としているところもあるようです。自宅近くは狭い公園が多く、ベンチと遊具や子どもが遊ぶスペースが近いので、ベンチで喫煙している方の煙、臭いが辛く仕方なく遊びを切り上げることが多々あります。

また、子どもが遊ぶような時間に公園ベンチで喫煙している方は身なりが整っていない場合も多く、治安面でも不安で公園が利用できません。喫煙に加え飲酒している方も多いで

す。

A 東京都では、小石川後楽園など都立庭園の有料公開区域を全面禁煙としており、和田堀公園など都立公園は全面禁煙ではないものの、喫煙マナーの向上を推進し、受動喫煙防止に取り組んでいます。その他、他の特別区の公園では禁煙としている区があります。

杉並区の区立公園は、子どもから大人、高齢者まで幅広い年齢層の皆様が、自由に憩いくつろぐことのできる場所として、利用者のマナーを尊重し、分煙を実施している一部の公園を除き園内を禁煙にはしていません。

しかし、ご要望のように、子どもが遊ぶ遊具の周辺や、他の利用者がある場所での喫煙は健康上、安全上好ましくないので、看板等による注意喚起を行っているところです。

また、区では、区立公園における喫煙ルールに関して見直しを予定しており、いただいたご意見も踏まえ、検討していきます。

担当 みどり公園課

10 家庭ごみの収集方法につきまして（要望）

令和6年2月26日受付

Q 現在、杉並区のごみ集積所は、「複数戸での共同利用をお願いします（1戸のみの利用はできません）」となっています。また、緑色、青色、黄色のコンテナの利用が推奨されていますが、この方式が日常生活の負担になっていると感じます。

そこで、戸建て住宅に関しては住宅先での個別回収を検討していただけないでしょうか。

ゴミ集積所は複数戸で共同利用せよという杉並区の方法は、時代に合っていないように感じられます。もし費用が問題なのであれば、せめて、料金を支払えば個別回収してもらえ
る選択肢を作って欲しいです。

A ごみの戸別収集は、排出責任が明確化されることにより、ごみの減量や排出マナーの改善など一定の効果があるものと認識しています。また、ご指摘のとおり、近年、働き方やライフスタイルなどが多様化するなかで、集積所管理の負担感から、戸別収集を望むご意見を複数いただいております。

一方で、戸別収集は、収集場所の増加に伴って収集運搬経費が大幅に増大するとともに、戸別収集に必要な人員の確保や、清掃車両が進入できない狭小路地へ対応、排出者のプライバシーへの配慮などの多くの課題を抱えています。

ご提案いただいた、料金を支払って戸別に収集する仕組みについては、その賛否を含めて様々な考え方やご意見があります。戸別収集と新たな費用負担の問題は、区民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、慎重に検討する必要があると考えていますが、同時に、区民ニーズの変化に的確に対応した形で清掃事業を実施していく必要性についても強く認識し

ています。

したがって、皆様から頂くご意見やご要望、既に戸別収集を導入している他自治体の状況なども踏まえながら、家庭ごみの収集方法の今後のあり方について研究していきたいと考えています。

担当 杉並清掃事務所

1 1 マルチパックの分別について 令和6年2月27日受付

Q 6缶入り缶ビールのパッケージ等に用いられる紙は、リサイクルできない場合が多いとの記事をインターネットで見ました。杉並区における分別では、特殊加工をしている紙コップや紙皿などと同様の扱いで可燃ゴミとなりますか。50音順一覧を確認しましたが、判断に至らなかったため確認させてください。

A 区では、古紙（雑がみ）資源として回収し、リサイクルに取り組んでいます。特殊加工が施されているため、良質な古紙と言いつても難しいところですが、禁忌品として取り除いていません。なお、紙コップ、紙皿は、案内のとおり可燃ゴミとなります。

また、今回配布しています「ごみと資源の分け方・出し方 令和6年度版収集カレンダー」13ページのQRコードにつきましては、ご不便お掛けし申し訳ありませんでした。手違いによりリンク先が変更されていたので修正しました。

担当 ごみ減量対策課

1 2 RS ウイルスワクチンについて 令和6年2月29日受付

Q 今後、ご検討いただきたいワクチンについてお便り致します。

先日、成人（60才以上）用RSウイルスワクチンが発売されました。子供のRSウイルス感染症はよく耳にしますが、高齢且つCOPD・心疾患等の基礎疾患があると、小児同様に肺炎率が上がります。また、感染症流行状況をみると、RSウイルス感染症後に肺炎球菌性肺炎を併発する傾向にあり、肺炎球菌感染と同様にRSウイルス感染予防も重要と考えます。小児用のRSウイルスワクチンはないため、市中感染予防の観点からも、このワクチンの効果が期待できるのではないかと考えます。1回の接種で約3年（現時点での見解）は抗体価維持が期待されますが、価格が約2万円と高額です。

安易でないことは重々承知しておりますが、接種率向上のため、今後、助成制度の検討を宜しくお願い致します。

A 60 歳以上の方を対象とした R S ウイルスワクチンの製造販売を令和 5 年 9 月に厚生労働省が承認したことは承知しております。

ご要望いただきました R S ウイルスワクチン接種に係る費用助成制度につきましては、本ワクチンに関する国の動向などを踏まえて、検討の必要性を判断してまいります。

担当 保健予防課